

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しについて

1. 考え方

- (1) **基本指針(注1)**により「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合に適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」

(注1)基本指針・・・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十六年内閣府告示第百五十九号)

- (2) 平成29年6月2日「**子育て安心プラン**」(注2)公表による待機児童解消するための受け皿整備を踏まえて、潜在的な保育ニーズを把握した上での適切な見直し作業を進める。

(注2)子ども安心プラン・・・平成30年度～平成31年度の2年間で待機児童解消するための必要な受け皿約22万人分の予算を確保し、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備する。

- (3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う。

- ◇**放課後児童クラブ**・・・利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析や地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う。
- ◇**延長保育事業**・**病児保育事業**・・・保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ◇**一時預かり事業**・・・一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭タイプの割合、専業主婦(主夫)家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行う
- ◇**利用者支援事業**・・・昨年度、厚生労働省で行った「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」示されたとおり、保護者の意向を丁寧に確認し、潜在的な保育ニーズを適切に把握するためには保育コンシェルジュの活用が重要であることを踏まえ、見直しを行う。
- ◇**地域子育て支援拠点事業**・・・実施・利用状況等により必要に応じて、見直しを行う
- ◇**妊婦健康診査**・・・実施・利用状況等により必要に応じて、見直しを行う。

2. 見直しの要否の基準

◇平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定は、0歳児と1・2歳児ごと）の子どもの実績値と計画の見込みのかい離について

3つの認定区分

1号認定・・・満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の子ども

2号認定・・・満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた子ども

（
→2号（教育）：保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども
→2号（保育）：保育を必要とする子ども
）

3号認定・・・満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた子ども

10%以上かい離がある場合

→原則として、見直しが必要。ただし、形式的には10%以上のかい離がある場合に該当しても特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。

10%のかい離がない場合

→見直し不要だが、下記の①もしくは②に該当する場合は、上記の10%以上かい離がある場合に準じて、見直しが必要

- ① 平成29年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
- ② 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

（参考）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

（略）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の

（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

支給認定区分ごとの子どもの実績値と計画の見込みの乖離について

1. 教育・保育施設

平成28年4月1日時点

(1) 幼稚園及び認定こども園（保育の必要のない児童）

1) 幼稚園（公立3園・私立1園）

1号（3歳以上）101人（湊・津井・志知）+4人（淡路さゆり）

2) 幼保連携型認定こども園（公立1園・私立2園）

1号（3歳以上）2人（伊加利）+1人（松帆南）

※確認を受けない幼稚園（洲本市：柳幼稚園）15人を含む。

単位：人

		28.4.1時点	28計画	差引
①量の見込み	合計	119	123	4
	1号	119	40	▲79
	2号(教育)	0	83	83
②確保方策	教育・保育施設(幼稚園、認定こども園)	123	123	0
	②-①	4	0	▲4

合計について、
乖離なし。
1号と
2号(教育)との
内訳に乖離が
生じている。

(2) 保育所及び認定こども園（保育の必要な児童）

保育所・保育園（公立11園・私立1園）

幼保連携型認定こども園（公立1園・私立2園）

小規模保育所1カ所、事業所内保育所2カ所

単位：人

		28.4.1時点	28計画	差引
①量の見込み	合計	1,308	1,312	4
	2号(保育)	1,017	1,014	▲3
	3号(0歳)	14	21	7
	3号(1~2歳)	277	277	0
②確保方策	合計	1,308	1,312	4
	教育・保育施設(保育所、認定こども園)	1,284	1,306	22
	2号(保育)	1,011	1,014	3
	市内	993	994	1
	広域利用受入	18	20	2
	3号(保育)	273	292	19
	市内	269	282	13
	広域利用受入	4	10	6
	地域型保育事業(小規模保育・事業所内保育)	24	6	▲18
	2号(保育)	6	-	▲6
3号	18	6	▲12	
	②-①	0	0	0

合計について、
乖離なし。

3号(0歳)は、
4月以降、
徐々に認定が
増加する傾向有。

※
平成27年度実績
平成28年度実績
平成29年度進捗
を参照

3. 見直しの手順

(1) 実績値の把握

見直しの要否における「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」

< 1号認定子ども >

計画における「量の見込み」の中に、支給認定を受けずに、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する子どもの数も含まれており、「実績値」に当該子どもの数を加える必要がある為、適切な把握に努める。

< 2・3号子ども >

認定を受けた後に利用調整を行うことから、認定実績を「実績値」とする。認可外保育施設等に保育については、把握している場合には、必要に応じて「実績値」に含める。

(2) 把握した「実績値」と計画の「量の見込み」の比較

(3) 要因分析及び補正

平成31年度末までの①推計児童数と②平成28年4月時点の1号～3号の支給認定区分ごとに、児童数に占める支給認定子どもの割合を踏まえ数値を補正。

4. 見直しの方法

(1) 推計児童数

(南あわじ市)

平成27年及び平成28年の4月1日の計画時の推計値と実績値を比較

児 童 年 齢	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	平成31年	平成32年
	実績	推計	実績	推計	実績	推計	推計	推計	推計
0歳児	358	352	367	346	343	336	330	323	314
1歳児	344	372	370	365	381	359	349	343	336
2歳児	344	346	347	375	368	368	362	352	346
3歳児	398	401	350	348	345	377	370	364	354
4歳児	391	390	399	401	357	348	377	370	364
5歳児	373	376	395	393	397	404	351	380	373
就学前児童合計	2,208	2,237	2,228	2,228	2,191	2,192	2,139	2,132	2,087
6歳児	379	378	370	376	389	393	404	351	380
7歳児	395	400	384	377	371	375	392	403	350
8歳児	395	398	393	400	386	377	375	392	403
9歳児	407	416	397	399	392	401	378	376	393
10歳児	416	423	406	416	399	399	401	378	376
11歳児	415	420	413	420	401	413	396	398	375
就学児童合計	2,407	2,435	2,363	2,388	2,338	2,358	2,346	2,298	2,277
総合計	4,615	4,672	4,591	4,616	4,529	4,550	4,485	4,430	4,364

※推計：住民基本台帳（各年3月現在をもとに、コーホート変化率法を用いた推計）

※実績：住民基本台帳（各年3月末現在の数値）

(2) 支給認定割合の補正の考え方

平成 27 年度・平成 28 年度のトレンドや政策動向、地域の実情等を踏まえることが必要。

< 1 号認定子ども >

女性の就業増加により、従前幼稚園を利用していた層が保育所等の利用を希望する場合があることに十分留意の上、地域の実情等を踏まえた適切な補正が必要。

< 2・3 号認定子ども >

3 号認定子どもについて、0 歳と 1・2 歳ごとに、保育認定事由ごとの増減を分析、かい離が生じた要因の保育認定事由を把握する。

5. 必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫

① 保育所や認定こども園の新規整備後、4・5 歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2 歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後 1～3 年目については、4・5 歳児定員を少なく設定し、2 年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5 歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。

② 必要利用定員総数について、平成 31 年度の必要利用定員総数が、平成 30 年度の必要利用定員総数以上である場合には、認可に係る需給調整において、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である平成 31 年度の必要利用定員総数に基づき行うこととすること。(省令・基本指針を改正予定)

③ 幼稚園における 3～5 歳児に対する預かり保育の充実や各種事業を活用した 0～2 歳児の受入れは、待機児童解消に資する重要な取組であり、以下のとおり、保育の受け皿の確保策として位置付けることを可能とする予定であることから、これも踏まえ、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。(基本指針を改正予定)

ア 幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2 号認定子どもに関する受け皿の確保策として位置付け、計画に計上することを可能とすること。

イ 幼稚園において、子育て安心プランに基づく一時預かり事業(幼稚園型)による 2 歳児受入れや、「幼稚園における長時間預かり運営費支援事業」による 0～2 歳児受入れを行う場合には、3 号認定子どもに関する受け皿の確保策として位置付け、計画に計上することを可能とする。

